

行政書士による相続・
遺言・事業の許認可・
ビザ手続きほか暮らしの
無料相談



主 東京都行政書士会武蔵野支部
日 2月9日(月)午前9時30分～11時50分
人 在勤・在学を含む市民
所 市役所1階市民ホール
申 当日会場へ(先着制)
問 同支部☎66-2902

社会保険労務士による労務・
働きかた改革・年金の無料相談会

主 東京都社会保険労務士会武蔵野
統括支部
日 2月10日(火)午後1時30分～4時30分
人 在学・在勤を含む市民
所 市役所1階市民ホール
申 当日会場へ(先着制)
問 同支部三鷹担当☎070-4771-5855

東京三弁護士会・法テラスによる
休日無料法律相談

主 東京三弁護士会多摩支部・法テラス多摩
日 2月14日(土)午前9時～午後0時10分
(1人30分以内)
人 在学・在勤を含む市民5組
所 相談・情報課(市役所2階)
申 同1月19日(月)午前8時30分から同

課☎44-6600へ(先着制)

開会・審議会・市民会議など

詳細は、QRコード
からHPをご覧ください。



第6回(仮称)三鷹市子どもの権利 に関する条例(素案)検討委員会の 傍聴

日 1月27日(火)午後2時～3時30分
所 生涯学習センター
問 子ども家庭課☎45-3031

第2回三鷹市居住支援協議会の 傍聴

日 1月30日(金)午前10時～正午
所 災害対策本部室(元気創造プラザ5
階)
問 住宅政策課☎29-9704

みたか国際化円卓会議 第14期第3回会議の傍聴

日 2月10日(火)午後6時30分～8時
所 教育センター
問 企画経営課☎29-9032

第1回バリアフリーのまちづくり 推進協議会の傍聴

日 2月16日(月)午後3時30分～5時
所 教育センター
問 都市計画課☎29-9703

皆さんの就職・創業を 支援します



●しごとフェア in 武蔵野・三鷹(①就職支援セミナー、 ②面接会)

面接会には6社の企業が参加予定で、一度に複数社の面接が受けられます。

日 1月29日(木)①午前10時～11時45分、②午後1時～3時40分

人 ①60人 所 武蔵野スイングホール(武蔵野市)

物 ②面接希望分の履歴書

申 ①ハローワーク三鷹HPへ(先着制)、②当日会場へ

問 ハローワーク三鷹☎0422-47-8617



●みたか起業塾 特定創業セミナー

創業期に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4項目を
体系的に学ぶことができるセミナーです。

日 2月4・18日、3月4・11・18日の水曜日午後6時30分～8時

人 起業を考えている方、起業して間もない方20人

所 三鷹産業プラザ

講 (ー社)ビジネスシード代表理事の浅川絢子さん、社労士西川事務所の西川彰さん、多摩信用金庫価値創造事業部の皆さん

申 株まちづくり三鷹HPへ(先着制)

問 株まちづくり三鷹☎0422-40-9669



●しごたま面接対策セミナーと就職面接会 in 武蔵野

面接会には約20社の企業が参加予定で、一度に複数社の面接が受けられます。

主 東京しごとセンター多摩

日 2月20日(金)面接対策セミナー=正午～午後0時50分、就職面接会=午後0時50分～4時

人 各100人 所 武蔵野スイングホール(武蔵野市)

物 面接希望分の履歴書またはエントリーシート、あれば東京しごとセンターカード

申 同センター☎042-521-6761・HPへ(いずれも先着制)

高額医療・高額介護合算療養費の支給のご案内

問 保険課☎0422-29-9215

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減のため、それぞれの自己負担額の合計が限度額を超えた方に、超過した分の額を申請により支給します。

支給要件

医療保険上の世帯単位で、毎年8月1日～翌年7月31日(今年度は令和6年8月1日～7年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担額(※1)を合算した額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険からそれぞれの比率に応じて支給します(超えた額が500円以下の場合は対象外)。

◆70歳以上75歳未満の方または後期高齢者医療制度加入者

所得区分	限度額
現役並み 所得者(※2)	課税所得690万円以上 212万円
	課税所得380万円～690万円未満 141万円
	課税所得145万円～380万円未満 67万円
一般(※3)	56万円
住民税非課税Ⅱ(※4)	31万円
住民税非課税Ⅰ(※5)	19万円

◆70歳未満の方

所得区分 (旧ただし書所得(※6))	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※1 高額療養費や高額介護(介護予防)サービス費の支給額を除いた額。

※2 医療保険が3割負担の方。 ※3 ほかのどの区分にも該当しない世帯。

※4 世帯全員が住民税非課税で、住民税非課税Ⅰに該当しない方。

※5 世帯全員が住民税非課税で、世帯員それぞれの所得が0円の世帯(年金収入のみの方は、受給額80万円以下)。ただし、介護(介護予防)サービス費の利用者が複数いる場合、医療保険の限度額は19万円、介護保険の限度額は31万円で計算されます。

※6 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額43万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

申請方法

7年7月31日時点で加入していた医療保険者に申請してください。申請期間は事由発生日から2年までです。

※計算期間内に医療保険や介護保険に変更があった方は、変更前の保険での自己負担額を証明する書類(自己負担額証明書)の添付が必要な場合があります。

①三鷹市国民健康保険、②後期高齢者医療制度に加入の方

①は市が2月下旬に、②は東京都後期高齢者医療広域連合が3月中旬に該当世帯へ案内を送付する予定です。

申 申請書を直接または郵送で①「〒181-8555保険課国保給付係」(市役所1階9番窓口)、②「〒181-8555保険課高齢者医療係」(市役所1階10番窓口)へ
問 同課①☎0422-29-9215、②☎0422-29-9219

職場の医療保険などに加入の方

加入している医療保険者にお問い合わせください。なお、各医療保険者への申請には、三鷹市が発行する介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要な場合があります。証明書の発行については、介護保険課☎0422-29-9274へお問い合わせください。

